

# 下川町快適住まいづくり促進事業の概要

## ■ 制度の概要

この制度は、一般住宅における総合支援制度で、主な目的は次の5点になります。

- ①快適に暮らすための住まいづくりの促進
- ②定住化の促進
- ③地域材の利用促進
- ④低炭素社会の構築
- ⑤地域経済の活性化

※地域材とは

下川産材及び道産材を用いて、町内で生産又は製品化された建築材をいいます。

## ■ 補助の対象となる事業

補助の対象となる事業は、次のとおりです。

ただし、②以外は本制度に基づく町内の「資格登録業者」が施工するものに限りません。

- ①住宅の新築又は新築の建売住宅の取得
- ②中古住宅の取得
- ③住宅などの解体・撤去
- ④住宅の改修
- ⑤環境負荷の低減
  - ・気密性能及び断熱性能の確保
  - ・外壁に地域材の使用
  - ・木質バイオマス機器（まきストーブ、ペレットストーブなど）の設置
  - ・太陽光発電システムの設置

## ■ 資格登録業者

代表権を有する経営者が町民であるとともに、町内に事務所及び事業所を置き、補助の対象となる事業の施工が可能で、規則に定める資格登録を行った業者のことをいいます。

資格登録申請は、随時受け付けています。

# 各事業の内容

## 1 新築

○補助の対象1：地域材を活用した新築住宅又は新築の建売住宅の取得

- ①地域材 10 m<sup>3</sup>以上の利用で 8 万円/m<sup>3</sup>を補助します。
- ②下川町産 FSC 認証木材で CoC 認証を取得した資格登録業者が施工した場合は、①に 2 万円/m<sup>3</sup>を加算し、補助します。
- ①②合わせて上限は 35 m<sup>3</sup>まで。

○補助の対象2：附帯施設への地域材の利用

- ③新築住宅とは別棟の車庫や物置など附帯施設の整備に地域材を 1 m<sup>3</sup>以上使用した場合は、2 万円/m<sup>3</sup>を補助します。
- ④下川町産 FSC 認証木材で CoC 認証を取得した資格登録業者が施工した場合は、③に 5 千円/m<sup>3</sup>を加算し、補助します。
- ③④合わせて上限は 10 m<sup>3</sup>まで。

○町外居住者の場合

10 万円/年の商品券を 3 年間支給します。18 歳未満の同居の子供がいる場合は、1 人につき 5 万円を加算し、支給します。

●申請書提出時に必要な書類

- ・住民票又は外国人登録証明書（委任状提出の場合は不要、町外者は住民票謄本）
- ・建築確認済証の写し（又は建築工事届の写し）
- ・建築工事契約書の写し
- ・下川町産 FSC 認証材、下川町産材、道産材の種別ごとに木材の使用量が確認できる書類
- ・建物全体及び地域材の使用箇所がわかる図面（位置図、配置図、立面図、平面図、伏図、軸組図、矩形図）
- ・その他、補助金の算出が明確になる書類

●実績報告書提出時に必要な書類

- ・工事途中及び完成後の写真
- ・工事引渡（受渡）書の写し
- ・請求書又は領収書の写し
- ・地域材の使用に関する書類（地域材の産地及び認証証明、地域材購入証明書（製材販売証明書）と合わせてそれらの明細書）

※FSC 認証木材とは

森林管理協議会（国際機関）から適正に管理されていると認証された森林から産出された木材のことをいいます。

※CoC 認証とは

FSC 認証木材が製品の製造、加工、流通の全ての過程において、非認証木材と混ざることなく適切に管理されていることが証明されていることをいいます。

## 2 中古住宅の取得

- 補助の対象：自ら居住又は賃貸用にするための中古住宅の取得  
土地を除く住宅の取得価格 20%以内を補助します（千円未満切り捨て）。  
限度額は 150 万円。  
※契約書等において住宅と土地の金額を明確に分ける必要があります。

- 申請書提出時に必要な書類
- ・住民票又は外国人登録証明書（委任状提出の場合は不要）
  - ・売買契約書の写し
  - ・建物及び土地の形状がわかる書類
  - ・取得住宅の写真
- 実績報告書提出時に必要な書類
- ・登記簿謄本の写し又は住宅を所有することがわかる書類

## 3 住宅などの解体・撤去

- 補助の対象：住宅等の解体・撤去工事  
住宅（附帯する車庫や物置を含む）を解体、撤去し、更地にする場合の工事費の 50%  
以内を補助します（千円未満切り捨て）。 限度額は 50 万円。  
※事務所や店舗、倉庫、納屋など一般住宅とはみなされないものは対象外となります。

- 申請書提出時に必要な書類
- ・解体しようとする住宅等の所有者がわかるもの
  - ・見積書、数量調書、設計内訳書
  - ・解体前の住宅等の写真、図面（平面図、立面図）
  - ・産業廃棄物の処理量がわかる書類（マニフェスト等）
  - ・解体しようとする住宅等の所有者が申請者以外の者である場合は、所有者の承諾書
- 実績報告書提出時に必要な書類
- ・工事途中及び工事完了後の写真
  - ・請求書又は領収書の写し

## 4 住宅の改修（リフォーム）

○補助の対象：100万円以上の増築、改築、修繕などの工事

- ①自らが居住する住宅の所有者又は賃貸住宅に居住おり、所有者の承諾を得て、改修工事を行う者は、同居者全員の所得の合算額に応じて、定額を補助します。  
所得の合算：300万円未満の場合は、40万円を補助します。  
：300万円以上の場合は、25万円を補助します。
- ②賃貸住宅の所有者が行う改修工事  
1棟当たり25万円
- ③改修工事に地域材を1㎡以上使用した場合は、購入金額の1/2以内の額を①又は②に加算します（千円未満切り捨て）。 限度額は10万円。

### ●申請書提出時に必要な書類

- ・住民票又は外国人登録証明書（同居者の全員がわかるもの）
- ・前年（前々年）における世帯全員の所得が明らかとなる書類
- ・改修工事を行う住宅の所有者が明らかとなる書類  
（上記3つは、委任状提出の場合は不要）
- ・地域材を1㎡以上使用する場合は、使用量及び購入金額がわかる書類
- ・見積書
- ・改修箇所の着工前の写真
- ・賃貸住宅に入居する者が所有者の承諾を得て改修工事を行う場合は、その承諾書及び賃貸をしていることがわかる書類

### ●実績報告書提出時に必要な書類

- ・工事途中及び工事完了後の写真
- ・請求書又は領収書の写し
- ・工事引渡（受渡）書の写し
- ・地域材を1㎡以上使用した場合は、地域材購入証明書（製材販売証明書）

## 5 環境負荷の低減

### （1）気密性能の確保

○補助の対象1：「新築」又は「住宅の改修」を行った場合に一定の気密性能を確保  
気密性能（隙間相当面積） $C=2.0\text{ cm}^2/\text{m}^2$ 以下の住宅 20万円を加算します。

### ●実績報告書提出時に必要な書類

「新築」又は「住宅の改修」に必要な書類以外に、基準を満たしていることが証明できる書類。

※「新築」又は「住宅の改修」に必要な書類に添付すること。

## 5 環境負荷の低減

### (2) 断熱性能の確保

○補助の対象：「新築」又は「住宅の改修」を行った場合に一定の断熱性能を確保  
断熱性能（熱損失係数） $Q = 1.3w/m^2 \cdot k$ 以下の住宅、30万円を加算します。

- 実績報告書提出時に必要な書類  
基準を満たしていることが証明できる書類。

※「新築」又は「住宅の改修」に必要な書類に添付すること。

## 5 環境負荷の低減

### (3) 外壁に地域材の利用

○補助の対象：「新築」又は「住宅の改修」を行った場合に外壁に地域材を使用  
外壁に地域材を $2m^2$ 以上利用した場合、20万円を加算します。

- 申請書提出時に必要な書類
  - ・地域材の使用予定量がわかる書類
  - ・改修箇所の着工前の写真
- 実績報告書提出時に必要な書類
  - ・工事途中及び工事完了後の写真
  - ・外壁に地域材を $2m^2$ 以上使用したことが明らかになる書類

※「新築」又は「住宅の改修」に必要な書類に添付すること。

## 5 環境負荷の低減

### (4) 木質バイオマス機器の設置

○補助の対象：住宅に木質バイオマス機器の設置（単独でも対象）  
木質バイオマス活用機器（ペレットストーブ、まきストーブなど）の設置費を含み  
30万円以上のものを設置した場合、20万円を補助します。

- 申請書提出時に必要な書類
  - ・住民票又は外国人登録証明書（委任状提出の場合は不要）
  - ・見積書
  - ・設置場所がわかる図面
  - ・着工前の写真
  - ・機器の仕様・規格等が確認できる書類（カタログ、仕様書等）
- 実績報告書提出時に必要な書類
  - ・工事途中及び工事完了後の写真
  - ・請求書又は領収書の写し

## 5 環境負荷の低減

### (5) 太陽光発電システムの設置

- 補助の対象：住宅に太陽光発電システムの設置（単独でも対象）  
公称最大 3kW以上のものを設置した場合、30 万円を補助します。

国の一般住宅に対する太陽光発電導入支援事業で定める技術仕様書に準じたものを補助の対象とします。国の補助金も積極的に利用してください。

次の条件を満たすことが必要です。

- ①生じた電力は自らが居住する住宅で使用する
  - ②未使用品であること（中古品は対象外）
  - ③低圧配電線と逆流有りで連携し、電力会社と電灯契約を締結するもの
  - ④太陽光発電システムの全発電電力量を測定できる機能を有するもの
- ※設置後、当分の間、太陽光発電システムの運転状況を町に報告していただきます。

#### ●申請書提出時に必要な書類

- ・住民票又は外国人登録証明書
- ・設置しようとする住宅等の所有者がわかるもの  
（上記 2 つは、委任状提出の場合は不要）
- ・見積書
- ・設置場所がわかる図面
- ・着工前の写真
- ・機器の仕様・規格等が確認できる書類（カタログ、仕様書等）

#### ●実績報告書提出時に必要な書類

- ・工事途中及び工事完了後の写真
- ・請求書又は領収書の写し
- ・電力会社との受給契約確認書の写し

## ■事業期間

この事業は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 3 年間です。  
また、毎年度 3 月 31 日までに事業（工事）が完了する必要があります。

※補助金を受ける場合は、必ず事前にご相談ください。

## ■申請・お問い合わせ先

下川町役場 地域振興課

電 話：01655-4-2511

F A X：01655-4-2517

E-mail：syoukou@town.shimokawa.hokkaido.jp